

埼玉県報

第 2 5 7 5 号 平成26年3月11日 火 曜 日

目 次

規則

○ 交番、駐在所及び警備派出所の設置に関する規則の一部を改正する規則(地域課)

告示

- 特定非営利活動法人の設立に係る公告(北部地域振興センター)
- 特定非営利活動法人の設立に係る公告(北部地域振興センター)
- <u>政府調達に関する協定が適用される建設工事の請負等の契約に係る一般競争入札に参加する</u>者に必要な資格等に関する告示(入札審査課)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示(商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示(商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示(商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示(商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示(商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示(商業・サービス産業支援課)
- 平成25年埼玉県告示第1267号の一部を改正する告示(産業人材育成課)
- 建設業法第29条第1項の規定に基づく許可取消処分(建設管理課)
- 建設業法第29条の2第1項の規定に基づく取消処分(建設管理課)
- 測量法に基づく公共測量の実施(用地課)
- 測量法に基づく公共測量の実施(用地課)
- 測量法に基づく公共測量の実施(用地課)
- 測量法に基づく公共測量の実施(用地課)
- 越谷都市計画公園事業の事業計画の認可(公園スタジアム課)
- 〇 宅地建物取引業法による聴聞(建築安全課)
- 埼玉県証紙指定売りさばき人の指定の取消し(出納総務課)
- 埼玉県証紙売りさばき人の指定(出納総務課)
- 〇 県道蕨停車場線の供用の開始(さいたま県土整備事務所)
- 県道菅谷寄居線の供用の開始(熊谷県土整備事務所)
- 開発行為に関する工事の完了公告(川越建築安全センター)
- 建築基準法第42条第1項第5号に基づく道路の位置の指定(熊谷建築安全センター)
- 埼玉県指定有形民俗文化財の指定(生涯学習文化財課)
- 埼玉県指定天然記念物の指定(生涯学習文化財課)
- 埼玉県指定有形文化財の追加指定(生涯学習文化財課)

規 則

交番、駐在所及び警備派出所の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成26年3月11日

埼玉県公安委員会委員長 上 岡 悅 子

埼玉県公安委員会規則第2号

交番、駐在所及び警備派出所の設置に関する規則の一部を改正する規則 交番、駐在所及び警備派出所の設置に関する規則(昭和40年埼玉県公安委員会規則第3号) の一部を次のように改正する。

別表第1上尾警察署の項中



別表第2上尾警察署の項中



附 則

この規則は、平成26年3月13日から施行する。

埼玉県告示第三百三十四号

条第二項の規定により公告する。 非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出され 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、 たので、 特定 同

並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステー 民生活部共助社会づくり課及び埼玉県北部地域振興センター び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、 なお、 saitamaken-npo.net/)) により縦覧に供する。 当該申請に係る定款、 役員名簿、 設立趣旨書並びに設立当初 申請書を受理 におい した日から二月間、 ション (http://w て備え置く方法 の事業年度及 県

平成二十六年三月十一日

埼玉県知事 上田 清司

申請のあった年月日

平成二十六年三月四日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人みらい

三 代表者の氏名

櫻井 由美子

四 主たる事務所の所在地

埼玉県深谷市小前田千八百八十九番地

五 定款に記載された目的

要とされる児童に対して、 確立をはかることを目的とする。 児童の この法人は、 心身ともに健やかな発達を援助するとともに、 会員の協働による運営のもと、 豊かで安全な放課後及び学校休業日の生活の場を築き 保護者の就労等によって保育が必 健全で豊かな地域社会の

埼玉県告示第三百三十五号

条第二項の規定により公告する。 非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、 特定 同

ww.saitamaken-npo.net/)) により縦覧に供する。 並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステー 民生活部共助社会づくり課及び埼玉県北部地域振興センター び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、 なお、 当該申請に係る定款、 役員名簿、 設立趣旨書並びに設立当初 申請書を受理した日から二月間、 において備え置く方法 ション (http://w の事業年度及 県

平成二十六年三月十一日

埼玉県知事 上田 清司

一 申請のあった年月日

平成二十六年三月五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人デザイン輪

三 代表者の氏名

金子 京子

四 主たる事務所の所在地

埼玉県深谷市上柴町東五丁目十八番地一

五 定款に記載された目的

この法人は、 学習、 文化、 交流、 空間という視点から新たなサー ビス事業を生

み、公益の増進に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第三百三十六号

に に 入札に 係 地方 る設 一づき _ ك 自 · 参 計 治 1 う。 加する者に 法施 政 府 調 $\overline{}$ 查及 調達に 行令 \mathcal{O} う び (昭 ち、 関する 必 測 量の 和二十二年 要な資格 平 -成二十 業務 協定 等に が \mathcal{O} 適用され 六 委 政令第十 年度に 託契 0 V て、 約 - 六号) る建設 お (以下 次 11 て \mathcal{O} 埼 これ 第百 工 と 事 玉 お 県 5 六 り \mathcal{O} 請 定 が を +締 \emptyset 負 七 た 結す 契 建 条 設 約 \mathcal{O} る 工 並 五. 契 事 び 第 約 に \mathcal{O} 請 建 項 \mathcal{O} 負 設 \mathcal{O} 般 工 規 事 定 \mathcal{O}

平成二十六年三月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

般 競 争 入 札 に 参 加 す る 者 に 必 要な 資 格

被 加 認定者名簿 資格 建 設 工 事 定 申 \mathcal{O} 請 登載 を 負 等 さ て \mathcal{O} れ 契 資格 約 た者とする。 \mathcal{O} が 般 あ る旨 競 争 入 \mathcal{O} 認 札 定 に 参 以 加 す 下 る 認 $\check{\ \ }$ 定 と が と で V き う。 る 者 を 受け 入

- 一 認定を受けることができない者
- \mathcal{O} V ず れ か に 該 当 する 者 は 認定 を受けることが で き な VI
- イ 地 方 自 治 法 施 行 令 第百 六 + 七 条 \mathcal{O} 兀 第 -- 項 \mathcal{O} 規定 該当す る
- 口 玉 財 務 規 則 昭 和 三十 九 年 埼 玉 県 規 則 第 十八 号) 第九 +_ 条 \mathcal{O} 規 定 に
- り、 埼 玉 県 0 般 競 争 入 札 に 参 加 させ な 1 こととさ れ た
- ハ 県告示 埼 \mathcal{O} 規 玉 定 第 県 千 建 12 設 ょ 百 り 八 工 号) 資格 事 請 者名 負等 第 + 簿 兀 競 争 か 条 5 第 入 抹 札 _ 項第 参加 消 さ 兀 者 れ 号 \mathcal{O} 当 該 若 資 格 L 等に 抹 消 は 関 第 \mathcal{O} する Ŧī. 日 号又 カュ 規 5 は 程 年 同条第二項 伞 を 経過 成 关 年 第二 埼 て 玉
- = 措置 平 匠を受け 札 成二十 7 日 1 _ 以 年三 る 後 期 入 月三十 間 札 が 日 あ ま る で __ 日 に、 付 埼 け 玉 入 審 県 第 \mathcal{O} Ŧī. 契 約 百 十三号) に 係 る入 に 札 基 参 づ 加 < 停 入 止 札 参 \mathcal{O} 加 停 要 止
- ホ 11 入 札 公 年 告 が 兀 日 あ る者 月 以 後入 _ 日 札 付 け 日 入 ま でに、 審 第 九 埼 +七 玉 号) 県 \mathcal{O} 契約 に 基 に づ 係 < 入 る 札 参 力 加 寸 除 排 外 除 措 置 置 を 要 受 け 伞
- 工 事 \mathcal{O} 請負 契 約 に あ 0 7 は 次 \mathcal{O} 11 ず れ カュ に 該 当す る
- (1) 7 な 法 い (昭 和 <u>-</u>+ 兀 年 法 律 第百 号) 第三条: 第 項 \mathcal{O} 規 定 に ょ る 可 を
- 項 建 0 設 加 VI 資 業法 て 格 \mathcal{O} 審査 第二十 認 定 を 以 申 七 下 条 \mathcal{O} L <u>-</u> 経 た 営 日 事 \equiv カュ 項 第 5 審 査 年 項 \mathcal{O} 七 と 規 月 定 前 い う。 に \mathcal{O} ょ 日 \smile 以 る を受け 経 後 営 \mathcal{O} 日 関 を 7 す 査 な 日

- 測 量 業務 の委託 契約 に あ 0 7 量 法 (昭 和二十四年法律第百 八 +八号)
- 第五十五条第 項 \mathcal{O} 規定に よる 登録を受け て い な 者
- チ 法律 建築関連コン 第二百二号) サ ル タン 第二十三条第 1 業務の委託契約 項 の 規定に にあ よる って は、 登録を受け 建築士 て 法 V (昭 な 和二十五 1
- IJ 業活動を支配 第七十七号)第二条第六号に て、 暴力団員 知事が不適格であ (暴力団員による不当な行 してい る場合その他暴力団員と ると認める者 規定する暴 為 ※力団員 の防 \mathcal{O} 止 をい 等に 関係が特 う。 関する法律 以下 に認 8 同 ľ 5 (平成三年法 れる場合であ が その事 律
- 三 認定を受けるための要件

認定を受けるため \mathcal{O} 要件 は 次に掲げる 事 項 に 2 V て 定 8 る。

- 1 建設工事 \mathcal{O} 日 以後 \mathcal{O} 請負 \mathcal{O} 日 (契約に を 審査基準 あ 0 日 T とす は、 Ź 入 経 札 営 参 事 加 項 資 審査 格認 \mathcal{O} 定 総合評 を申 請 定 値 た 日 カコ 5 年七
- 口 年間平均完成工事高、 年間 平均業務実績高 又は年間 平均売上高
- ハ 自己資本の額

2 認定申請の方法及び資格の有効期間

入札公告において定める。

埼玉県告示第三百三十七号

出 の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第六条第一項の規定による届 及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年三月十一日

埼玉県知事 上田 清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ダイエー 草加店

埼玉県草加市氷川町二千百二番地三

口 変更の概要

大規模小売店舗の名称

(変更前) (仮称)ダイエー草加店

(変更後) ダイエー草加店

大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名

(変更前)株式会社ダイエー 代表取締役 桑原道夫

(変更後)株式会社ダイエー 代表取締役 村井正平

大規模小売店舗におい て小売業を行う者の 名称及び代表者の氏名

(変更前)株式会社ダイエー 代表取締役 桑原道夫

(変更後)株式会社ダイエー 代表取締役 村井正平

八 変更年月日

平成二十五年五月二十二日外

二 届出年月日

平成二十六年二月二十六日

二 縦覧期間

平成二十六年三月十一日から平成二十六年七月十一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センタ-

四 意見書の提出

の 地域 大規模 の生活環境の保持 小売店舗立地法第八条第二項の の ため配慮すべき事項につ 規定により、 ĺ١ 当該大規模小売店舗の て意見を有する者は、 周辺

対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

1 意見書提出期間

意見書提出先平成二十六年七月十一日まで平成二十六年三月十一日から平成二十六年七月十一日まで

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県告示第三百三十八号

出 公告し、 の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第六条第二項の規定による届 及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年三月十一日

埼玉県知事 上田 清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ダイエー 草加店

埼玉県草加市氷川町二千百二番地三

口 変更の概要

大規模小売店舗に お しし て小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)午前九時から翌午前一時

(変更後)午前七時から翌午前一時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前)午前八時三十分から翌午前一時三十分

(変更後)午前六時三十分から翌午前一時三十分

八 変更年月日

平成二十六年四月二日

二 届出年月日

平成二十六年二月二十六日

二 縦覧期間

平成二十六年三月十一日から平成二十六年七月十一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の 規定により、 当該大規模小売店舗の周辺

の地域の生活環境の保持の ため配慮すべき事項につい て意見を有する者は、

対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十六年三月十一 日から平成二十六年七月十一日まで

口 意見書提出先

埼玉県告示第三百三十九号

出 公告し、 の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第六条第一項の規定による届 及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年三月十一日

埼玉県知事 上田 清司

| 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

越谷コミュニティ プラザ

埼玉県越谷市南越谷一丁目二千八百七十六番一

口 変更の概要

大規模小売店舗に おい て 小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人

にあっては代表者の氏名

(変更前)株式会社ダイエー 代表取締役 高木邦夫

兵庫県神戸市中央区港島中町四丁目一番一 外 計三十者

変更後)株式会社ダイエー 代表取締役 村井正平

兵庫県神戸市中央区港島中町四丁目一番一 外 計二十者

八 変更年月日

平成二十五年五月二十二日外

二 届出年月日

平成二十六年二月二十七日

二縦覧期間

平成二十六年三月十一日から平成二十六年七月十一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の 規定により、 当該大規模小売店舗の周辺

の地域の生活環境の保持の ため配慮すべき事項につい て意見を有する者は、

対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十六年三月十一 日から平成二十六年七月十一日まで

口 意見書提出先

埼玉県告示第三百四十号

出 公告し、 の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第六条第二項の規定による届 及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年三月十一日

埼玉県知事 上田 清司

| 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

越谷コミュニティプラザ

埼玉県越谷市南越谷一丁目二千八百七十六番

口 変更の概要

大規模小売店舗に お しし て 小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)午前九時から午後十一時

(変更後)午前七時から午後十一時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 地下駐車場 午前八時三十分から午後十時三十分

(入庫は午後十時まで)

第一駐車場 午前八時三十分から午後十一時三十分

第二駐車場 午前八時三十分から午後十時

変更後) 地 下 -駐車場 午前六時三十分から午後十時三十分

第一駐車場 午前六時三十分から午後十一時三十分

第二駐車場 午前六時三十分から午後十時

八 変更年月日

平成二十六年三月十七日

二 届出年月日

平成二十六年二月二十七日

二 縦覧期間

平成二十六年三月十一日から平成二十六年七月十一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、 当該大規模小売店舗の周辺

の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、 県に

対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十六年三月十一日から平成二十六年七月十一日まで

口 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県告示第三百四十一号

出 公告し、 の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第六条第一項の規定による届 及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年三月十一日

埼玉県知事 上田 清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ワルツ (WALTZ)

埼玉県所沢市日吉町十二番一号

口変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては

代表者の氏名

(変更前)株式会社そごう・西武 代表取締役社長 山下國夫

東京都千代田区二番町五番地二十五 外 計九者

変更後)株式会社そごう・西武 代表取締役 松本隆

東京都千代田区二番町五番地二十五 外 計九者

八 変更年月日

平成二十五年六月二十七日外

二 届出年月日

平成二十六年二月二十七日

二 縦覧期間

平成二十六年三月十一日から平成二十六年七月十一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の 規定により、 当該大規模小売店舗の周辺

の地域の生活環境の保持の ため配慮すべき事項につい て意見を有する者は、

対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十六年三月十一 日から平成二十六年七月十一日まで

口 意見書提出先

埼玉県告示第三百四十二号

定による意見の概要について、 のとおり縦覧に供する。 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号)第八条第一 同条第三項の規定により公告し、 項及び第二項の規 及び当該意見を次

平成二十六年三月十一日

埼玉県知事 上田 清司

意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称)ベルク坂戸八幡店

埼玉県坂戸市八幡二丁目八百三番一外

大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

)出入口ナンバーーについては、 をお願いします。 とから、右折入庫対策を含め渋滞対策及び事故防止対策について適切な対応 にあることから現在も混雑しています。 緊急車両や市民バスの通過もあるこ 手前交差点からの距離も短く、 踏切も近く

出入口の緑化に当たっては、 見通しの確保に配慮してください

(三)児童生徒の登下校時の安全確保、 対策を講じてください。

(四)深夜営業もあることから警備員の配置や青少年健全育成推進店へ な加入等、 非行防止に配慮してください。 の

(五) 開店後においても、 合には、 速やかに関係機関と協議するとともに適切 周辺地域の生活環境に影響を及ぼす事案が発生した場 な対策を講じてください。

二 縦覧期間

平成二十六年三月十一日から平成二十六年四月十 日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

埼玉県告示第三百四十三号

に ついて)の一部を次のように改正する。 平成二十五年埼玉県告示第千二百六十七号 (平成二十五年度後期技能検定の実施

平成二十六年三月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

三口 $\mathop{\mathcal{O}}^{1}$ 表に次の ように加える。

三級 機械検査、 建築大工 平成二十六年三月十六日 日)

六イを次のように改める。

1 技能検定合格者の発表

年三月二十八日 四日(金)に、 平成二十六年一月及び二月に学科試験を実施する職種にあっては同年三月十 同年三月十六日(日) (金) に埼玉県庁本庁舎一階南玄関の掲示板に掲示するほか、 書面で通知する。 に学科試験を実施する職種にあっては同

協会から合格者に対し、

埼玉県告示第三百四十四号

建設業法(昭和二十四年法律第百号。 以下「法」 という。) 第二十九条第一 項 Ó

規定による処分をしたので、次のとおり公告する。

平成二十六年三月十一日

埼玉県知事 上田 清司

一 処分をした年月日

平成二十六年三月十一日

処分を受けた者の商号、 主たる営業所の所在地及び代表者の氏名並びに許可番

号

イ 商号

一鳶工産合同会社

ロ 主たる営業所の所在地

埼玉県越谷市宮前一丁目五番地五〇号

ハ 代表者の氏名

太田 勇

二 許可番号

埼玉県知事許可(般 二十三)第六一二七七号

三 処分の内容

法第二十九条第一項の規定に基づく許可の取消し

四 処分の原因となった事実

蔦工産合同会社の代表社員は、 廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反によ

ıΣ́ 平成二十五年九月十二日、 東京地方裁判所から懲役三年(執行猶予四年)の

判決を受け、平成二十五年九月二十七日、刑が確定した。

このことは、 建設業法第二十九条第一項第二号に規定する許可の取消し事由に

該当する。

埼玉県告示第三百四十五号

おり公告する。 項の規定による処分をしたので、法第二建設業法(昭和二十四年法律第百号、 法第二十九条の五第一項の規定に基づき、次のと%百号、以下「法」という。) 第二十九条の二第一

平成二十六年三月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

平成二十六年三月十一日処分をした年月日

可番号 処分を受けた者の商号又は名称、 主たる営業所の所在地、 代表者の氏名及び許

商号又は名称	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
務店	二橋六丁目五五二番地埼玉県さいたま市西区	船木雅人	第六三七一三号(般二一)
有限 会社アート	区膝子三六七番地一場玉県さいたま市見沼	高橋修	第六三六五三号(般二一)
IOR株式会社EINTER	大字中尾九四六番地九埼玉県さいたま市緑区	最上博幸	第六五四二五号(般二三)
猪飼石材施工	ー グリーンハウス C 一○ 三丁目一三番ニコーポ 埼玉県川越市吉田新町	猪飼 孝太郎	第六四七三五号(般二二)
社飛鳥興業有限会	四丁目五番一五号埼玉県川口市南鳩ヶ谷	西田利秋	第六三七〇五号(般 二一)
有限会社芝建工	1 四番二二号 埼玉県川口市芝西二丁	狹 山 繁	第五四六三七号(般 二一)
e s 株式会社 D y n	一九〇番地六九	高尾宏	第六一七三九号(般 二一)

第五五六二六号(般二一)	内田昭	字横瀬五一七四番地一埼玉県秩父郡横瀬町大	株式会社本牧
第六四二八八号(般 二一)	相 場 一 男	岡六丁目一〇番八号埼玉県ふじみ野市上福	ウスアップ株式会社平成八
第五八九三〇号(般 二一)	只 野 敏 行	目一番七号	台 有限会社只野建
第六四九五三号(般二二)	石塚大介	二三番地六号埼玉県東松山市新宿町	式会社・大田・山林
第五四四〇八号(般 二一)	清 水 宏 昭	目二五六三番地の一埼玉県所沢市若狭三丁	株式会社シミズ
許可番号	代表者の氏名	主たる営業所の所在地	商号又は名称

Ξ 処分の内容

四

公告を行ったが、公告後三十日を経過しても申し出がなく、このことは法第二十平成二十六年埼玉県告示第九十七号により営業所の所在地が確知できない旨の「一処分の原因となった事実」、「一般建設業の許可」の取消し法第二十九条の二第一項の規定に基づく許可(一般建設業の許可)の取消し 九条の二第一項に該当する。

埼玉県告示第三百四十六号

旨の通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条にお いて準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。 測量計画機関であるさいたま県土整備事務所から次のとおり公共測量を実施する

平成二十六年三月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一測量計画機関

さいたま県土整備事務所

一 作業種類

公共測量 (三級基準点測量)

一二十、

 \equiv

作業地域

川口市、戸田市、蕨市地内

四 作業期間

平成二十五年十一月二十九日から平成二十六年三月二十八日まで

埼玉県告示第三百四十七号

第十四条第三項の規定により公示する。 ので、測量法 (昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法 測量計画機関である川口市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けた

平成二十六年三月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

測量計画機関

川口市

作業種類

公共測量 (二級基準点復旧測量)

 \equiv 作業地域

川口市安行藤八地内

兀 作業期間

平成二十六年二月五日から平成二十六年六月十四日まで

埼玉県告示第三百四十八号

同法第十四条第三項の規定により公示する。 けたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する 測量計画機関であるさいたま市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受

平成二十六年三月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一測量計画機関

作業種類

さいたま市

公共測量 (基準点測量)

三 作業地域

さいたま市西区地内

四 作業期間

平成二十六年二月三日から平成二十六年二月二十八日まで

埼玉県告示第三百四十九号

同法第十四条第三項の規定により公示する。 けたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する 測量計画機関であるさいたま市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受

平成二十六年三月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一測量計画機関

さいたま市

作業種類

公共測量 (三級基準点測量(改測))

三 作業地域

さいたま市岩槻区地内

四 作業期間

平成二十五年十二月二十六日から平成二十六年三月二十八日まで

埼玉県告示第三百五十号

都市計画法 (昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定により、 都市計

画事業を認可したので、次のとおり告示する。

平成二十六年三月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

施行者の名称

越谷市

都市計画事業の種類及び名称

越谷都市計画公園事業

五・五・〇三号 平方公園

 \equiv

事業施行期間

平成二十六年四月一日から平成三十三年三月三十一日まで

兀 事業地

1 収用の部分

埼玉県越谷市大字平方字東前、字東田及び字南田地内

使用の部分

なし

埼玉県告示第三百五十一号

分について、同法第六十九条第一項の規定により、聴聞を次のとおり公開で行う。 宅地建物取引業法 (昭和二十七年法律第百七十六号) 第六十五条の規定による処

平成二十六年三月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 聴聞の日時及び被聴聞者

			前十時
六番地五	小島勇一	会社	三月二十日午
埼玉県飯能	代表取締役	中央住販株式	平成二十六年
事務所の所在は	の氏名) では代表者の氏名(法	号又は名称被聴聞者の商	聴聞の日時

二 聴聞の場所

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目一番四号

埼玉会館 六D会議室

埼玉県告示第三百五十二号

規定により告示する。 る埼玉県証紙指定売りさばき人の指定を次のとおり取り消したので、 埼玉県証紙条例(昭和三十九年埼玉県条例第六十三号)第六条第一項の規定によ 同条第三項の

平成二十六年三月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県証紙指定売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称

埼玉県本庄市前原一丁目一番二十一号コスモ本庄前原六〇六号

新井 典子

一 取消年月日

平成二十六年一月三十一日

埼玉県告示第三百五十三号

ıΣ より告示する。 埼玉県証紙条例(昭和三十九年埼玉県条例第六十三号)第六条第一項の規定によ 埼玉県証紙指定売りさばき人を次のとおり指定したので、同条第三項の規定に

平成二十六年三月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県証紙指定売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称

埼玉県さいたま市緑区原山二丁目三十一番

指定年月日 株式会社パーソンズ

平成二十六年三月五日

埼玉県さいたま県土整備事務所長告示第三号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、 次のよ

うに道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十六年三月十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環

境課及び埼玉県さいたま県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月十一日

埼玉県さいたま県土整備事務所長 原 正

明

	声 信 耳	亨		路線名
	同市北町二丁目三七番一地先まで	蕨市中央四丁目四四四二番一地先から		供用開始の区間
	(午前九時五十分)	平成二十六年三月十二日		供用開始の期日
四二二・〇〇メートル	た道路予定区域の供用開始である。延長	土整備事務務所長告示第十三号で告示し	平成二十三年六月三日付け、さいたま県	備考

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第六号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、 次のよ

うに道路の供用を開始する。

その関係図面は、 平成二十六年三月十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環

境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月十一日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 吉 田

学

菅谷寄居線市荒川字原宿八四九番一地先まで平成二十六年三月十一深谷市荒川字天神一五八番一地先から同	路線名供用開始の区間供用開始の期日
^风 二十六年三月十一日	供用開始の期日
受長二三七・七〇メートル 受長二三七・七〇メートル 延長二三七・七〇メートル	備考

埼玉県川越建築安全センター 所長告示第三十七号

都市計画法 (昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、 次の開

発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十六年三月十一日

埼玉県川越建築安全センター 所長 福 島 克 季

一許可番号

平成二十六年二月十九日

指令川建セ第二三〇一二三二号

一 検査済証番号

平成二十六年三月五日

川建セ第二五〇一五〇号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡滑川町大字福田字西両表百六十四番十五

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県東松山市箭弓町三丁目十六番三号 ソレアード <u>_</u> <u>O</u>

島田武雄

埼玉県熊谷建築安全センター 所長告示第二号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号の規定によ

り、道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成二十六年三月十一日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 平 井 登喜雄

第 十 一 号	指定番号
第 第 建 一 四 築 項 十 基 第 二 準 号 条 法	道路の種類の種類
二十二日十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	指定の年月日
番八、七百三十八番二、七百三十八番四	指定に係る道路の位置
七十三・三〇メートル	(単位メートル)(単位メートル)道路の延長道路の幅員指定に係る指定に係る

埼玉県教委告示第八号

平成二十六年三月十一日規定により、埼玉県指定有形民俗文化財として次のとおり指定する。 埼玉県文化財保護条例(昭和三十年埼玉県条例第四十六号)第二十六条第一項の

埼玉県教育委員会委員長 千 葉 照 實

	小鹿野百二十三番地	資料 三千四百九十六点	文化財
小鹿野町	埼玉県秩父郡小鹿野町	合角ダム水没地域の民俗	有形民俗
所有者	所在地	名称及び員数	種類

埼玉県教委告示第九号

平成二十六年三月十一日規定により、埼玉県指定天然記念物として次のとおり指定する。 埼玉県文化財保護条例(昭和三十年埼玉県条例第四十六号)第三十一条第一項の

埼玉県教育委員会委員長 千 葉 照 實

	三、十三番地一		
	三番地三、九番地一、九番地	丘群 志多見砂丘	
加須市	埼玉県加須市馬内三番地一、	中川低地の河畔砂	天然記念物
所有者	所 在 地	名称及び員数	種類

埼玉県教委告示第十号

により、埼玉県指定有形文化財として次のとおり追加指定する。 埼玉県文化財保護条例(昭和三十年埼玉県条例第四十六号)第五条第一項の規定

平成二十六年三月十一日

埼玉県教育委員会委員長 千 葉 照 實

川越市	二番地九	喜多院日鑑 一冊	古文書
宗教法人喜多院	一丁目二十番地一埼玉県川越市小仙波町	喜多院日鑑 八冊	古文書
所有者	所在地	名称及び員数	種類